

愛知県公立大学法人研究費不正防止計画

平成 27 年 10 月 1 日制定

1 目的

愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）並びに法人が運営する愛知県立大学及び愛知県立芸術大学（以下「両大学」という。）において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）を踏まえ、研究者及び事務職員が愛知県公立大学法人研究倫理綱領に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、次のとおり「愛知県公立大学法人研究費不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施する。

なお、この計画の内容については、文部科学省からの関係情報や研究費使用に係る不正発生要因の把握等により、必要に応じ見直しを図る。

2 責任体系の明確化

(1) 【研究費不正防止最高管理責任者】理事長

法人における研究費の不正使用の防止に関する最高管理責任者。

【役割】研究費不正防止最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、研究費不正防止統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(2) 【研究費不正防止統括管理責任者】総務部門長

法人全体を統括する実質的な責任と権限を有する者

【役割】研究費不正防止統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を研究費不正防止最高管理責任者に報告する。また、両大学の研究活動不正防止統括管理責任者（愛知県立大学学術研究情報センター長、愛知県立芸術大学芸術情報センター長）と共同してコンプライアンス教育を実施しなければならない。

(3) 【コンプライアンス推進責任者】経営財務部門長、総務部長

研究費不正防止最高管理責任者の下に、研究費の不正使用の防止へのコンプライアンスを推進する責任者。

【役割】コンプライアンス推進責任者は、研究費不正防止統括管理責任者の指示の下、

- ①自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を研究費不正防止統括管理責任者に報告する。
- ②不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ③自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 【研究費不正防止管理責任者】事務部門長

大学全体の研究費に関する管理等を行う責任者。

【役割】 研究費不正防止管理責任者は、大学全体の研究費に関する管理を行うとともに、研究費不正防止統括管理責任者と両大学の研究活動不正防止統括管理責任者の連携に関する調整を行う。

※【研究費】「研究費」とは、法人が配分する研究費、国及び独立行政法人等から配分される競争的資金、委託費等の研究資金及び民間企業等からの受託研究費、共同研究費、寄付金等の研究資金をいう。

※【不正使用】「不正使用」とは、研究費の故意もしくは重大な過失による他の用途への使用又は研究費の交付決定の内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。

3 不正防止計画

| 不正を発生させる一般的要因 | 法人における対応状況 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ルールが明確化・統一化されていない。 ○ルールと運用の実態が乖離している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「愛知県公立大学法人研究倫理綱領」を制定し、責任体系を明確にした。 ○「研究費の不正使用に関する取扱規程」を制定し、法人における公的研究費等に係る取扱いに関し必要な事項を定めた。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ルールの全体像が体系化されていない。 ○体系化されていてもそれが適切に関係者に周知されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ルールを体系化するとともに、責任体制図をホームページで公開している。また、年に1回講習会を行い、関係者に周知する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任が明確に定まっていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○物品等の購入に当たっては、教員が購入依頼を行い、購入依頼を受けた事務職員が内容確認の上、業者に発注を行う体制としている。 ○教員向けの物品購入の手引き等を作成し、配布した。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○研究費の不正使用問題に対する関係者の意識が低い。 ○関係者が行動規範や研究費の使用ルールをどの程度理解しているか確認できていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○研究者及び研究費の運営・管理に関わる事務職員を対象に、年に1回講習会を行う。実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。 ○研究者及び研究費の運営・管理に関わる事務職員に対して、誓約書の提出を求める。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○大学内外からの研究費の不正使用に関する相談窓口、通報窓口が設置されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○研究費の不正使用に係る大学内外からの相談や告発に対応するための窓口を、愛知県公立大学法人事務局長としている。 ○上記については、大学ホームページでも公開している。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○研究費不正使用発生時の不正行為の調査手続及び不正使用認定後の懲戒手続に関する規程整備がされていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○研究費の不正使用に関する取扱規程、研究倫理委員会規程をそれぞれ整備し、不正が生じた場合の対応を規定した。 なお、教員の処分については両大学の人事委員会が所掌する。 |

| | |
|--|--|
| <p>○予算の執行が当初計画に比較して著しく遅れていないか等、予算の執行状況を検証できる体制や仕組みが整備されていない。</p> | <p>○公的研究費の予算の執行状況については、事務部門が確認を行い、本人に伝達するとともに、必要に応じて計画的な執行を求めている。それ以外の研究費については、今後、大学の意見を踏まえつつ、計画的な執行ができる体制整備を検討していく。</p> |
| <p>○発注段階で支払財源が特定されていない。</p> | <p>○発注段階で支払財源を特定しないと発注できないシステムを採用している。</p> |
| <p>○研究者と業者の癒着を防止する対策が講じられていない。</p> | <p>○研究費の不正使用に係る大学内外からの相談や告発に対応するための窓口を、愛知県公立大学法人事務局長としている。 ○例外として認められた立替払い等を除き、業者への発注は事務職員が実施している。 ○立替払い等を含めて、検収は事務職員が実施している。 ○一定以上の取引のある業者に対し、不正防止に関する誓約書の提出を求めている。</p> |
| <p>○発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックシステムが構築されていない。</p> | <p>○例外として認められた立替払い等を除き、業者への発注は事務職員が実施している。 ○立替払い等を含めて、検収は事務職員が実施している。</p> |
| <p>○非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理について、事務部門で実施していない。</p> | <p>○アルバイト等の出勤管理については、事務部門で実施している。</p> |
| <p>○換金性の高い物品(パソコン等)について、適切に管理されていない。</p> | <p>○1件10万円以上の物品については管理物品として、管理物品台帳に登録している。なお、管理物品については、1年に1回実査を実施している。</p> |
| <p>○研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制ができていない。</p> | <p>○研究打合せ等の用務である場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。学会用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。また、無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。</p> |
| <p>○内部監査の実施が徹底されていない。</p> | <p>○監査室が作成する内部監査計画に従い監査を実施し、適切に執行がなされているか確かめるとともに、研究費の不正使用の防止を推進するための執行体制について確認している。</p> |